

府中市行財政改革検討協議会の会議の公開等について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（1）他の法令等に特別の定めがある場合

（2）不開示情報に該当する事項を審議する場合

（3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議に際しては、会議録を作成し、一般の閲覧に供する。

3 会議録は要点記録とし、発言者の氏名は公開しない。

4 会議録は事務局において作成し、各委員に内容を確認後、各委員に配布する。

5 会議開催の告知

会議の開催にあたっては、事前に広報紙等で会議日程及び傍聴について掲載する。

（例） ■府中市行財政改革検討協議会

○月○日（○）午後○時 市役所北庁舎3階会議室／傍聴希望の方は○日までに、財政課へ／問合せは同課（335・4166）へ。

6 傍聴者人数の制限

傍聴人数は10人以内を定員とする。ただし会議室の広さを考慮し、各々の会議ごとに人数を決定する。また申込みは前日までに必要とする。

7 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

8 会議資料の配布

当日の会議資料は傍聴者にも原則として配布する。ただし資料が多量の場合等は、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

府中市行財政改革検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 協議会の傍聴を希望される方は、広報掲載後、前日までに財政課行財政改革担当に電話で傍聴の申込みをしてください。
- 2 傍聴できる人数は原則として10人以内とし、先着順とします。
- 3 審議会当日、傍聴人は、受付において住所、氏名、電話番号を記入してロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 4 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 5 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 会議中、写真、ビデオ等の撮影、または録音をしない。
- 6 傍聴人が上記の記載に違反し、そのため会議の進行が妨害されると認められる場合は、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場をしていただきます。

府中市行財政改革検討協議会 傍聴者名簿

1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時～

2 場所 府中市役所北庁舎〇階第〇会議室

3 傍聴者

番号	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		